

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	池田町

池田町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名 池田町役場 建設部 産業課 森林振興係
所 在 地 揖斐郡池田町六之井 1468 番地の 1
電 話 番 号 0585-45-3111
F A X 番 号 0585-45-8314
メールアドレス sangyo@town.gifu-ikeda.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ ニホンジカ アライグマ カラス ハクビシン ヌートリア ツキノワグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	岐阜県揖斐郡池田町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
イノシシ	水稻	0.29ha	31千円
	麦・豆類	1.47ha	53千円
	果樹	0.02ha	7千円
	野菜	0.02ha	8千円
	その他	0.4ha	20千円
ニホンジカ	水稻	0.5ha	55千円
	麦・豆類	0.58ha	22千円
	雑穀	0.08ha	5千円
	果樹	0.02ha	7千円
	飼料作物	0.02ha	1千円
	野菜・いも類	1.15ha	154千円
アライグマ	野菜	0.02ha	8千円
カラス	水稻	0.13ha	14千円
	果樹	0.04ha	14千円
	野菜・いも類	0.32ha	37千円
ハクビシン	雑穀	0.02ha	1千円
	果樹	0.02ha	7千円
	野菜	0.05ha	16千円
ヌートリア	水稻	0.05ha	6千円
ツキノワグマ	—	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、春はタケノコの食害、7～10月においては水田荒らし、野菜類への食害が発生している。また、年間を通して畑の作物や茶畑、森林での根を掘り起こす被害が発生している。さらに住宅地内への侵入、家庭菜園への被害も一部地域で発生している。水路内を走行し、民家付近まで出沒するなど人身への危害の恐れもある。被害地域は主に池田山山麓の舟子から片山地域である。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は年間を通して発生している。特に池田山の山林や池田山山麓で栽培している果樹への被害が顕著である。山林における被害としては皮剥ぎの被害や植樹林での若芽を捕られる被害が発生している。また池田山山麓にて栽培されている梅の若芽の食害も発生している。近年は目撃地域が拡大する傾向にあり、揖斐川堤防付近にまで出沒している。国道を横断し、車と接触事故を起こした事例もあり、人身に危害を及ぼす恐れがある。捕獲頭数も増加しており繁殖が進んでいることが予想される。被害地域は池田山山麓の舟子から市橋地域である。

③アライグマ

家屋の天井裏での糞尿による生活環境被害は年間を通して発生している。また、果樹等の食害も発生している。近年の被害状況は増加傾向である。町内全域に生息しているものと思われ、今後は被害が拡大するおそれがある。

④ハクビシン

ハクビシンによる被害は4～9月にかけて発生しており、畑作の野菜等が多い。また、10月以降は家屋の屋根裏での糞尿による生活環境被害が発生している。近年、被害状況が徐々に増加しており、町内全域に生息しているものと思われる。

⑤ヌートリア

ヌートリアによる被害は近年急増している。4～10月にかけて畑作の野菜や水稻の食害が各地で発生し、また土手に穴をあけ土手の耐久性低下を招いている。11月以降は住宅地内への侵入や糞尿等の生活環境被害が多い。被害地域は東川、杭瀬川等の河川に面した草深地区から八幡・市橋地区と町中南部地域であるが、河川から離れた地区での目撃情報もあり、全町域に拡大しつつあるため、早急な対応が必要である。

⑥カラス

カラスによる被害は年々増加している。カラスによるゴミ漁りなど人々の生活に関わる被害が多く、特に糞による生活環境被害が多く発生している。町内外から集結するなど、町内全域に生息していると思われる。

⑦ツキノワグマ

ツキノワグマについて、農作物への被害報告は少ないが、出沒及び目撃件数が急増している。近年では住宅地近くへの出沒も増加しており、農作物の

被害だけでなく、人身被害も懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
イノシシ	2.2ha	119 千円	1.1ha	60 千円
ニホンジカ	2.35ha	244 千円	1.175ha	122 千円
アライグマ	0.02ha	8 千円	0.01ha	4 千円
ハクビシン	0.09ha	24 千円	0.045ha	12 千円
カラス	0.49ha	65 千円	0.245ha	33 千円
ヌートリア	0.05ha	6 千円	0.025ha	3 千円
ツキノワグマ	—	—	—	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・町有害鳥獣捕獲隊と連携し、銃器、わな等による捕獲を実施してきた。 ・鳥獣被害防止総合対策整備事業でカラス捕獲檻2基の設置。上記事業にて捕獲の効率化を目的に、池田町有害鳥獣捕獲隊に捕獲通信機器10基を貸与。	・狩猟者の高齢化と狩猟人口の減少に伴い、次世代の担い手の育成が課題である。 ・鳥獣被害の増加に伴い、冬でも町有捕獲機材（はこ罟等）が不足することがある。今後、ヌートリア等小動物用箱罟を10個、シカ、イノシシ用くくり罟を5個程、整備する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	・池田町有害鳥獣防護柵補助事業補助金で個人又は団体において農地への侵入防止柵（防護柵・電気柵・侵入防止シート）の整備に対して補助金の交付を行ってきた。 ・鳥獣被害防止総合対策整備事業で団体において農地への侵入防止柵（防護柵）の整備に対	・以前から当補助金を活用した防護柵等の設置が進んでいるが、個人所有の農地の防護を目的とした申請が大半であり、被害多発地域の被害減に貢献しているとは言い難い。事業補助金の拡充や個人単位から集落単位での取組を行うよう啓発する必要がある。 ・有害鳥獣の温床となり得る耕作

	して補助金の交付を行ってきた。	放棄地の解消や有害鳥獣への対処法等の住民に対する啓発・自主活動の促進が課題となっている。
生息環境管理その他の取組	里山林整備事業等を活用し、緩衝帯設置、放任果樹・山林整備を実施している。	・整備をするが、鳥獣の住まいとなる里山の荒廃や耕作放棄地が増加傾向にあり、鳥獣が市街地まで食料を探しに来る事例が多い。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまでは、町有害鳥獣捕獲隊と協力し、有害鳥獣の捕獲や有害鳥獣防護柵補助事業を利用した防護柵等設置補助を中心とした被害防止対策を講じてきた。しかし、近年の生息獣の増加や被害地域の拡大に伴い、捕獲隊員となる次世代の担い手や捕獲機材の不足、また住民の自己防衛意識が低下し、十分な自己防衛策を講じずに安易な捕獲依頼の増加が要因となり、現在の体制では被害を防止しきれない状態にある。

今後は、各地区と連携して被害防止対策活動の実施や補助金等の積極的活用推進などの更なる被害防止の普及を行うと共に、被害防止策の情報収集、周辺市町村との共同捕獲連携を強め、広域での被害防止体制の確立が急務である。そのため、下記活動を実施していく計画である。

- ・有害鳥獣捕獲従事者確保のため、農業者や地域住民に対して狩猟免許取得のための講習会参加への誘導や支援を行う。
- ・捕獲機材（はこ罟等）の整備。
- ・町防護柵設置補助事業の補助率の見直しや集落全体で効率的な防除が実現できるよう、防護柵整備体制の整備を進める。
- ・国の補助事業を活用した地域ぐるみの防護柵設置を支援。
- ・地域住民を対象とした被害防止対策講習・研修実施による自主的防除対策の推進。
- ・ICTやGISを活用した鳥獣の生息状況把握。効率的な捕獲等の実施。
- ・有害鳥獣を寄せ付けない環境にするために、耕作放棄地の再生や里山の適切な管理、未収穫作物等の早期処理を啓発する。
- ・水田農業推進協議会会長、担い手農家等に調査を実施し、農作物への被

害状況を把握し、効率的な有害鳥獣の捕獲推進を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

池田町有害鳥獣捕獲隊	農林業者からの被害報告・捕獲依頼を町が受け、各地区にて組織されている有害鳥獣捕獲隊員が捕獲処理を行う。
池田町鳥獣被害対策実施隊	H25. 7. 18に組織した池田町鳥獣被害対策実施隊を中心に、防護柵の整備等の普及啓発や追い払い活動を行い、農作物への被害防止について取り組む。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～令和9年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カラス、ツキノワグマ	捕獲資材(はこ罠、くくり罠)の導入を進めると共に免許取得のための周知を揖斐郡猟友会と連携して行い、狩猟者の確保・育成を進めていく。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
捕獲実績（被害防止捕獲）			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	7頭	24頭	26頭
ニホンジカ	384頭	317頭	284頭
アライグマ	11頭	28頭	37頭
ハクビシン	34頭	44頭	64頭
カラス	253羽	582羽	758羽
ヌートリア	8頭	35頭	38頭
ツキノワグマ	0頭	0頭	0頭
① イノシシ 捕獲頭数は増加傾向にあり、また被害状況も広範囲にわたっている。今後の被害拡大防止のために、積極的な捕獲を行うこととし、捕獲計画数は50頭とする。 ② ニホンジカ 捕獲頭数は増加傾向にあり、また被害状況も町内全域にわたっている。今後の被害拡大防止のために、最重要捕獲推進個体として、被害防止捕獲・個体数調整捕獲併せて捕獲計画数は400頭とする。 ③ アライグマ 出没目撃や被害報告は増加傾向にあり、捕獲頭数も増加している。住宅内への侵入等、人体への影響も懸念される。今後も被害拡大を防ぐことを目的として捕獲計画数を40頭とする。 ④ ハクビシン ハクビシンの被害と思われる報告や目撃情報も多く、人的被害も予想される。今後の被害拡大を防ぐためにも捕獲計画数を60頭とする。 ⑤ ヌートリア 被害地域の拡大、住民からの捕獲要望が大きい。特に野菜や水稻を中心に深刻な被害状況が報告されている。捕獲するのが難しいが、捕獲数が増加傾向にあるため、今後も被害拡大を防ぐことを目的として捕獲計画数は40頭とする。 ⑥ カラス 捕獲頭数は増加傾向にあり、被害も増加傾向にある。カラスによるゴミ漁り等町民の生活に関わる被害が多く寄せられており、特にフンによる生活環境被害が多く発生している。今後の被害拡大防止のために捕獲計画数を800羽とする。 ⑦ ツキノワグマ ツキノワグマについては、目撃された状況から判断し、必要に応じて、捕獲を行う。			

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設

定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数（被害防止捕獲）		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ニホンジカ	400頭	400頭	400頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭
ハクビシン	60頭	60頭	60頭
カラス	800羽	800羽	800羽
ヌートリア	40頭	40頭	40頭
ツキノワグマ	必要に応じ、捕獲	必要に応じ、捕獲	必要に応じ、捕獲

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
対象としている鳥獣について銃器・わなを用いて、猟期及びその前後各15日間の他、愛鳥週間（5月10日～5月16日）、河川・湖沼でのガン、カモ及びハクチョウ類の生息調査日を除く期間において被害発生時に対処捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
鳥獣被害の増加、里山林の荒廃や耕作放棄地の増加に伴い、鳥獣が市街地まで食料を探しに作物を荒らす被害が多発している。 被害が多い地域を重点的、定期的に実施隊員によるライフル銃等を用いた有害駆除捕獲を行っている。猟期中は報奨金の増額をし、猟期外の場合は捕獲頭数・捕獲鳥獣種類毎に有害駆除捕獲報奨金の支給を行っている。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
岐阜県揖斐郡池田町	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ式）の設置 L=300m	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ式）の設置 L=300m	侵入防止柵（ワイヤーメッシュ式）の設置 L=300m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ ニホンジカ	防護柵設置 地元区による防護 柵維持修繕 随時追い払い・緩 衝帯設置	防護柵設置 地元区による防護 柵維持修繕 随時追い払い・緩 衝帯設置	防護柵設置 地元区による防護 柵維持修繕 随時追い払い・緩 衝帯設置

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7 年度～ 令和 9 年度	イノシシ ニホンジカ	補助金等を利用して里山整備や緩衝帯設置の 予定

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

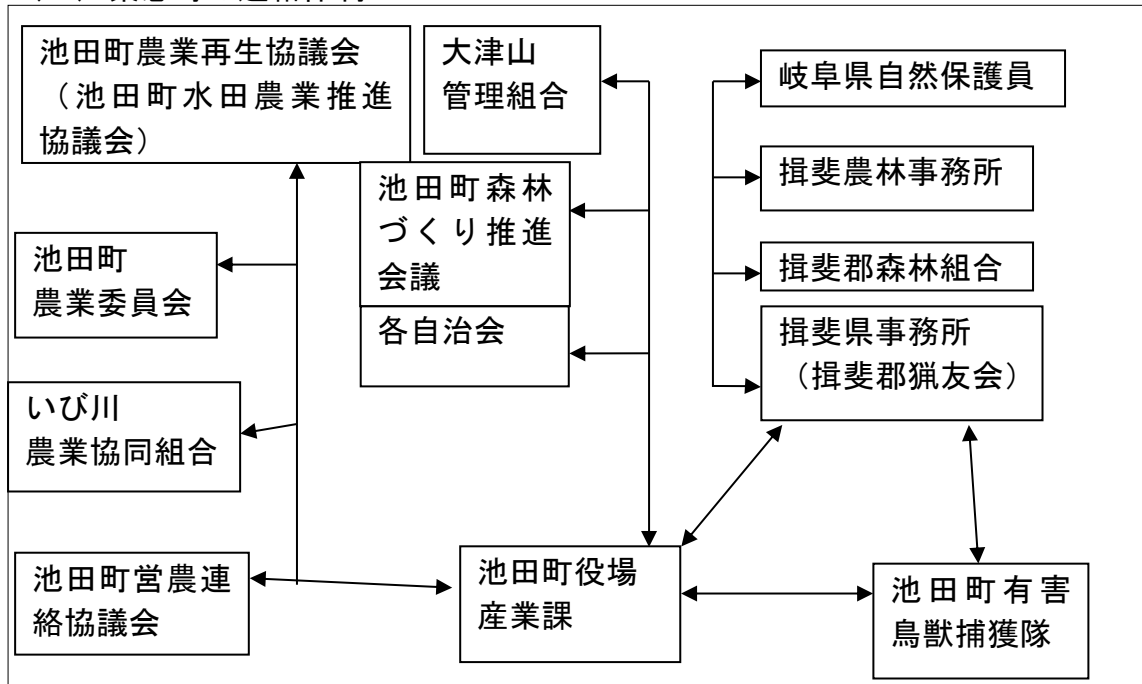
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
池田町役場産業課	事務局を担当し、各機関と連絡調整を行う。主に施策立案・出沒被害に関する情報収集及び有害鳥獣捕獲隊との連絡調整を行う。
池田町農業委員会	各地区の被害状況の把握と意見の集約を行う。
池田町農業再生協議会 (池田町水田農業推進協議会)	各地区の被害状況の把握と意見の集約を行う。
池田町営農連絡協議会	各地区の被害状況の把握と意見の集約を行う。
池田町有害鳥獣捕獲隊	被害防止に係る技術指導・情報交換。鳥獣捕獲の実施を行う。
いび川農業協同組合	営農技術指導や情報提供を行う。
大津山管理組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
池田町森林づくり推進会議	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
各自治会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
揖斐郡森林組合	山林に関する情報提供・被害防止技術の情報交換を行う。
揖斐県事務所(揖斐郡猟友会)	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
揖斐農林事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
岐阜県自然保護員	有害鳥獣に関する情報提供と鳥獣保護に関する情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後速やかに適切な方法で埋葬処分及び適切な施設と調整して、焼却処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品衛生許可を得た施設にて適正な処理方法で食肉加工を実施する。 現状ネームバリューが未熟な為、販路拡大が難しい。 今後目標としてジビエブランド定着の為、池田町ふるさと納税返礼品にての活用やネット通販を中心に、今後将来的にはジビエブランドの確立・販路拡大を目指す。
ペットフード	現状ネームバリューが未熟な為、販路拡大が難しい。 今後目標として骨や角を使ったバリエーションに富んだもの、付加価値を重視し、ネット通販を中心にジビエブランドの確立・販路拡大を目指す。
皮革	現状皮革を使った加工品は作成するのが難しい為、加工品の種類が少ない。今後の目標は食品加工等の技術を蓄積し、魅力ある加工品を作成していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等)	現状油脂等捕獲個体を余すことなく利活用する姿勢である。今後の目標はSDGsの推進を意識しつつ骨や角等を積極的に活用し、残滓0で加工品を作り出す。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

現状、池田町内に処理加工施設が1事業者のみである。 今後新規に処理加工施設整備について未定であるが、人材育成の推進、また民間団体による運営を中心とした食肉処理加工施設の整備に池田町として協力体制を整えていく。施設整備や食品衛生に係る研修会等の情報提供を随時行っていく。 施設規模等を鑑み、ニホンジカの年間処理計画頭数は50頭とする。 イノシシは豚熱情勢や行政と協議をしつつ処理を予定する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

食肉処理加工施設を運営したい、興味関心がある者に対して、各種研修会等の参加促進。情報提供を随時実施。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	池田町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
池田町役場産業課	事務局を担当し、各機関と連絡調整を行う。主に施策立案・出没被害に関する情報収集及び有害鳥獣捕獲隊との連絡調整を行う。
池田町農業委員会	各地区の被害状況の把握と意見の集約を行う。
池田町農業再生協議会 (池田町水田農業推進協議会)	各地区の被害状況の把握と意見の集約を行う。
池田町営農連絡協議会	各地区の被害状況の把握と意見の集約を行う。
池田町有害鳥獣捕獲隊員	被害防止に係る技術指導・情報交換。 鳥獣捕獲の実施や食肉等の利活用についての助言を行う。
いび川農業協同組合	営農技術指導や情報提供を行う。
大津山管理組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
池田町森林づくり推進会議	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
各自治会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
揖斐郡森林組合	山林に関する情報提供・被害防止技術の情報交換を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
揖斐県事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
揖斐農林事務所	有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。
岐阜県自然保護員	有害鳥獣に関する情報提供と鳥獣保護に関する情報提供を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

池田町鳥獣被害対策実施隊	池田町職員（町長が任命）による池田町鳥獣被害対策実施隊を中心に、捕獲・防護柵の整備等の普及啓発を行い、農作物への被害防止について取り組む。
--------------	---

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

施策立案や被害対策を行うとともに地域住民に対して有害鳥獣対策に積極的な参加を促し、集落や各種団体での取り組みを行っていく
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。